

育友会 慶弔規定

第1条 育友会会則に基づき慶弔規定を定め、バンコク日本人学校育友会の会員（保護者会員、日本人教職員並びのその家族）の慶事及び弔事に際して、慶弔の意を表すものとする。

第2条 弔事については、次のとおりとする。なお花輪は500パーツ程度とする。

① 児童・生徒の保護者死亡の場合

弔慰金 5,000 パーツ及び花輪1基

② 児童・生徒死亡の場合

弔慰金 5,000 パーツ 及び花輪1基

③ 日本人教職員死亡の場合

弔慰金 5,000 パーツ及び花輪1基

④ 日本人教職員の配偶者死亡の場合

弔慰金 2,000 パーツ及び花輪1基

第3条 その他の慶弔については、本規程に準じて定例会で協議の上決定する。

第4条 緊急性のある事柄については、正副会長の判断で行い、次の定例会で承認を得る。

第5条 この規程の執行に際しては、一切返礼は受けない。

第6条 この規程の改廃は、定例会において決定、承認を得るものとする。

附則 本規程は、2019年5月末日から適用する。

(改訂履歴)

2024年5月(名称変更に伴い)